

令和3年9月22日

関係各位

佐世保市緊急経済雇用対策本部事務局

県独自の緊急事態宣言解除に伴う佐世保市の経済対策について

本日の知事会見において、本市に発令中の県独自の「緊急事態宣言」(9月13日～9月30日)が9月24日までで前倒し解除され、飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請も終了することが発表されました。

本市におきましても、9月25日から感染レベルを3に引き下げることとしており、佐世保市が設置する施設の対応と合わせて改めて決定次第お知らせする予定です。

これに伴い、本市経済対策について以下の通り対応することといたしましたので、お知らせします。

1 「飲食店営業時間短縮要請協力金」の申請期間等について

本市への県独自の緊急事態宣言解除に伴い、飲食店等への時短要請も9月24日(金)に終了することから、標記協力金の申請期間等について以下の通りとします。

- ・時短要請期間 第4期 9月13日(月)～9月30日(木)
⇒ 9月13日(月)～9月24日(金)
- ・申請受付期間 9月27日(月)～11月12日(金)
- ・申請書は9月27日(月)に佐世保市HPに掲載。(対象事業者へは別途郵送予定)
- ・問い合わせ 佐世保市営業時間短縮要請協力金コールセンター
電話：0956-37-9136 (受付時間：平日9時00分～17時00分)

2 「佐世保市内でゆったり宿泊キャンペーン」の再開について

県宿泊キャンペーン「ふるさとで“心呼吸”の旅」が9月25日(土)から県下一斉に再開(新規予約受付は9月23日(木)10時開始予定)されることから、標記キャンペーンについて以下の通り再開します。

- ・9月25日(土)宿泊分から再開
- ・新規予約受付は9月23日(木)10時開始予定
- ・予約期間、利用期間ともに12月31日(火)までとなります。
- ・問い合わせ 佐世保観光コンベンション協会(キャンペーン受託者)
電話：0956-23-3369 (受付時間：平日9時00分～18時00分)

■このご案内に関する問い合わせ先

営業時短協力金に関すること 商工労働課 電話：0956-37-6112
宿泊キャンペーンに関すること 観光課 電話：0956-25-9639
(受付時間：平日8時30分～17時15分)